

達示第10号

昭和62年6月8日

名古屋拘置所長 山口 静 夫

遵守事項の改正について

未決収容者遵守事項及び受刑者遵守事項を別紙1及び別紙2のとおり改め、本年6月22日から施行する（昭和62年3月24日付け名矯管保受97号認可）。

おって、昭和54年3月26日付け達示第4号「未決収容者遵守事項について」及び昭和54年3月26日付け達示第6号「受刑者遵守事項について」は、廃止する。

別紙 /

未決収容者遵守事項

名古屋拘置所

- 1 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
- 2 職員が指定した位置若しくは場所を離れ、又は立入り禁止の場所へ立ち入らないこと。
- 3 自衛を企てないこと。
- 4 自己の身体を故意に損傷し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- 5 視察を妨害し、又は妨害することを企てないこと。
- 6 居室の指定に従うこと。
- 7 転室を拒み、又は転室を強要しないこと。
- 8 人員点検を拒否し、又は人員点検を妨げないこと。
- 9 出延、面会、運動、入浴、診察等で居室外を歩くとき、又は入浴中、点検中、作業中、午睡時間中、就寝時間中その他職員が交談を禁止したとき、又は場所において、話、合図又はあいさつをしないこと。
- 10 正規の手続きがなく、文書、言語、動作その他の方法により他の人に連絡し、又は連絡を企てないこと。
- 11 面会、信書等の定められた方法以外の方法で、外部の人に連絡し、又は連絡することを企てないこと。
- 12 建造物、設備、備品又は貸与品を損傷し、若しくは汚損し、又は備品、貸与品を紛失し、若しくは職員に断りなく廃棄し、又はこれ

- らの行為を企てないこと。
- 13 正当な理由がなく錠、非常ベルボタン、照明設備、放送設備、掲示物その他職員が管理する鍵、帳簿類に触れないこと。
- 14 火を發し、又は火を發することを企てないこと。
- 15 人の通行を妨害し、又は妨害することを企てないこと。
- 16 給排水設備の利用を困難にする行為をしないこと。
- 17 職員に断りなく洗濯、洗髪、拭身、足洗い、水まき、缶詰類の冷却等節水に反する行為をしないこと。
- 18 居室外、便所、洗面所その他禁止した場所にごみ、残飯等を投棄し、又はたんやつばを吐くなど不衛生な行為をしないこと。
- 19 建造物、設備、備品又は貸与品に貼り紙をしないこと。
- 20 大声を發し、放歌し、口笛を吹き、扉や壁をたたき、又は足蹴りし、その他騒がしい行為をしないこと。
- 21 未決収容者動作時間に従うこと。
- 22 身体及び着衣の検査、居室の検査若しくは所持品の検査を拒み、又はこれらの検査を妨害しないこと。
- 23 許可なく文書、糧食、日用品その他の物を所持し、若しくは他の人と授受し、又はこれらの行為を企てないこと。
- 24 許可証等を作成し、若しくは複製し、若しくは日用品その他の物品を製作し、若しくは改造し、又はこれらの行為を企てないこと。

- 25 職員に断りなく設備、備品及び物品を本来の目的と異なる用途に用いないこと。
- 26 自己の物品を故意に破損し、又は手続きを経ず廃棄しないこと。
- 27 便せん、ノートその他謄書を許可された用紙以外のものに許可なく書込みをしないこと。
- 28 職員に断りなく文書や物品を居室外へ持ち出さないこと。
- 29 酒類、たばこ、凶器その他所内で所持を禁止した物を作り、所持し、その用途に用い、若しくは他の人と授受し、又はこれらの行為を企てないこと。
- 30 缶詰類を定められた方法以外の方法で扱わないこと。
- 31 他の人に暴言を発し、又は他の人と口論しないこと。
- 32 他の人に暴行を加え、又は暴行の氣勢を示し、その他粗暴な言動をしないこと。
- 33 他人を脅迫し、又は他の人に強要する言動をしないこと。
- 34 公然と他の人をひぼうし、中傷し、若しくは侮辱し、又は悪ふざけやいやがらせなど他の人が困惑する言動をしないこと。
- 35 他人の物品又は飲食物を窃取、詐取若しくは喝取し、又はこれらの行為を企てないこと。
- 36 他人の物品を損傷し、若しくは汚損し、又は損傷若しくは汚損のおそれのある行為をしないこと。

- 37 他人の信書や文書等を代筆し、又は他の人に代筆を依頼しないこと。
- 38 正当な理由がなく陰部を露出するなどわいせつな行為をし、又は他の人と性的行為をし、若しくは性的行為をすることを企てないこと。
- 39 職員に断りなく全裸又は半裸にならないこと。
- 40 他人と同じ夜具で一緒に寝ないこと。
- 41 賭博又は賭博に類似した行為をしないこと。
- 42 自己の身体に文身を入れ、自己の陰茎に異物を入れ、又は髪のはえぎわやまゆを特異な形に変えないこと。
- 43 職員の職務上の調査や質問に対してうその申告や申立てをしないこと。
- 44 正当な理由がなく職員による連行を拒まないこと。
- 45 伝染性の病気の予防又は防止のための診察その他の処置を拒まないこと。
- 46 医師、又はその他の他の医療関係職員に対し、休養、横臥、投薬、注射、検査、食事の変更その他の医療上の処置を強要しないこと。
- 47 他人に対しこの遵守事項に違反することをすすめる、そのかし、若しくは手助けをし、又は違反の証拠いん滅を企てないこと。
- 48 法令、生活の心得若しくは作業実施細則の実施に当たり、規律秩

序じょの維持いじのため、又は管理また運営かくりうん上ないじょう職員しやくいんが指示しじし、若しくは命令めいれいした
ことことに対したい、正当せいとうな理由りゆうがなく、従したがわず、若しくは暴言ぼうげん、抗弁こうべんその
他たの方法ほうほうをもって反抗はんこうし、又は職員またの職務しやくむの執行しやくこうを妨害ぼうがいしないこと。

49 その他た刑罰けいばつ法令ほうれいに触ふれないこと。